

外資規制の事例 その1

辻本 浩一郎

昨今、タイで登記した外国企業（外資 50% 以上）が、タイ当地において事業を行う際に、外国人事業法（外資規制法）に抵触するかどうかの問合せが増えています。外国企業が、タイにおいて、外資規制を受けない製造行為だけでなく、製造業以外の事業、例えば各種サービス業や貿易業、研究開発等々の事業を拡大している背景があると言えるでしょう。

今回は、外資規制、つまり外国人事業ライセンスの取得が必要か否かの事例について、Q&A 形式にてご紹介させていただきます。

<事例1：利益を得ない事業活動>

Q：タイで登記した外国企業ですが、いくつかタイ政府機関と、米、サトウキビ、キャッサバ、とうもろこし等の穀物栽培の研究開発について共同プロジェクトを行っています。当社はこのプロジェクトを運営する為に、約 200 ライ(1 ライ=1,600 m²)の土地に穀物研究区画、農民の知識移転区画、水源、建物、貯蔵及び駐車スペースからなる研究開発(R&D)センターを設立することを計画しています。このR&Dセンターは、

- ①栽培全工程のR&D、コスト削減や生産高向上、栽培品質の向上の新知識の探求。
- ②農民への栽培の知識の実演及び移転に重点を置いている。

R&Dセンターで生産される農産物は2つに分けられ、

- ①研究区域の世話をした農民に報酬として与えられる。
 - ②県の農業拡大事務所に与えられ、それをその農業事務所が着手したプロジェクトに参加した農民または農協に渡す。となっています。
- この会社は、この事業を行うために外国人事業ライセンスを取得する必要があるのでしょうか？

A：その会社が研究区画で生産された農産物を研究区画の世話をした報酬として農民に与える場合、またはその会社がその農産物を販売

して収入または利益を得る場合、そのような業務は、外国人事業法 B.E.2542 付表 4 に記載される定義により事業を行うと見なされ、且つ外国人事業法の付表 1(2) 農業、穀物栽培、園芸による事業を行うと見なされるので、外国人／外国企業がこの付表による事業を行うことは認められません。

一方において、その会社が研究区画からの農産物を県の農業拡張事務所の利益となるように事務所に与え、会社がその行為から直接または間接を問わず収入や利益を得ない場合、このような業務は、外国人事業法 B.E.2542 付表 4 に記載される定義では事業を行うとは見なされず、外国人事業ライセンスを取得する必要はありません。

<事例2：新たなサービスの提供>

Q：タイで登記した外国企業で 2 億バーツの登記資本金を有し、外国人事業ライセンスを取得する必要がない自動車メーカー B 社の車を販売する小売事業及び卸売事業を運営しています。当社は、車の所有者が他のアプリ機能を有償または無償でダウンロードできるように、B 社が開発した「コネクテッド・ドライブ」アプリを車に無償で搭載することを計画しています。そのアプリ関連事業を運営することは小売事業を行うと見なされるのでしょうか？

A：「コネクテッド・ドライブ」アプリは、B 社が独占的に開発、所有しており、車の所有者にそのアプリと連動する追加のソフトウェアをダウンロードする権利を許可することは、外国人事業法 B.E.2542 の付表 3(21)の事業によるサービス事業を行うと見なされるので、実施する前に商務省より係る外国人事業ライセンスを取得しなければなりません。

【外国人事業法】

規制業種を 3 種類 43 業種に分け、それらの業種への外国企業（外国資本 50%以上）の参入を規制している。

次ページに続く

第1表	外国人企業の参入が禁止されている(9業種)
第2表	国家安全保障、文化伝統、地場工芸、天然資源、環境に影響を及ぼす業種(13業種)※1
第3表	外国人企業に対して競争力が不十分な業種として外国人企業の参入が禁止されている業種(21業種)※2

※1 内閣の承認により商務大臣が許可した場合は可能。

※2 外国人事業委員会の承認により、商務省事業開発局長が許可した場合は可能